

議案第 8 号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第3（第13条関係）

事務	金額
略	
8 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円
8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可	1件につき 33,000円
略	

備考 略

別表第3（第13条関係）

事務	金額
略	
8 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可	1件につき 33,000円
略	

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。